

令和7年度大阪市港営事業会計予算

(総 則)

第1条 令和7年度大阪市港営事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

1 港 湾 施 設 提 供 事 業

(1) 荷 役 機 械 事 業

ア 稼 働 施 設 数	2 基
イ 利 用 状 況	25,427 千円
ウ 建 設 改 良 工 事	144,075 千円

(2) 上 屋 倉 庫 事 業

ア 稼 働 施 設 数	82 棟
	239,451 平方メートルほか
イ 利 用 状 況	4,951,108 千円
ウ 建 設 改 良 工 事	3,324,474 千円

2 大 阪 港 埋 立 事 業

(1) 造 成 工 事	27,164,704 千円
-------------	---------------

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。なお、セグメント間の内部取引を消去するため港湾施設提供事業の営業費用276,788千円、大阪港埋立事業の営業収益443,133千円をそれぞれ減額している。

収 入		千円
第1款 港湾施設提供事業収益		5,651,394
第1項 営 業 収 益	4,976,535	
第2項 営 業 外 収 益	5,486	
第3項 特 別 利 益	669,373	
第2款 大阪港埋立事業収益		9,727,822
第1項 営 業 収 益	9,302,745	
第2項 営 業 外 収 益	425,077	
合 計		15,379,216

支 出		千円
第1款 港湾施設提供事業費用		2,418,171
第1項 営 業 費 用	2,203,319	
第2項 営 業 外 費 用	213,852	
第3項 予 備 費	1,000	
第2款 大阪港埋立事業費用		10,058,690
第1項 営 業 費 用	6,564,143	
第2項 営 業 外 費 用	3,493,547	
第3項 予 備 費	1,000	
合 計		12,476,861

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額7,673,695千円は、消費税及び地方消費税資本的収支調整額66,648千円及び損益勘定留保資金7,607,047千円で補填するものとする。）。

収 入		千円
第1款 港湾施設提供事業収入		1,400,961
	千円	
第1項 企業債	1,126,000	
第2項 固定資産売却代金	194,461	
第3項 雑収入	80,500	
第2款 大阪港埋立事業収入		26,564,730
第1項 企業債	26,546,000	
第2項 雑収入	18,730	
合 計		27,965,691

支 出		千円
第1款 港湾施設提供事業費		3,882,989
	千円	
第1項 建設改良費	3,468,549	
第2項 企業債償還金	414,440	
第2款 大阪港埋立事業費		31,756,397
第1項 埋立事業費	27,164,704	
第2項 積立金	56,052	
第3項 企業債償還金	4,283,115	
第4項 企業債諸費	252,526	
合 計		35,639,386

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
	令和 年度	千円
荷 役 機 械 撤 去 工 事	8	356,400
荷 役 機 械 整 備 工 事	8	216,000
上 屋 倉 庫 改 修 工 事	8	290,000
港 湾 施 設 等 補 修 工 事	8	179,200
夢 洲 地 区 埋 立 工 事	8～10	9,400,875
夢 洲 地 区 基 盤 整 備	8	429,800
咲 洲 地 区 埋 立 工 事	8	15,000
物品・業務委託等港営事業	8	28,215

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限 度 額	起債の方法	利 率	償還の方法
	千円			
港 湾 施 設 提 供 事 業	1,126,000	普通貸借又は 証券発行（他 の地方公共団 体との共同発 行を含む。）。	年9.5%以内 （ただし、利率 見直し方式で借 り入れる資金に ついて、利率の 見直しを行った 後においては、 当該見直し後の 利率）	起債年度の翌年度から 据置期間を含め、40年 以内に償還する。 ただし、本期間中に未 償還額の範囲内におい て借り替えることがで きる。
大 阪 港 埋 立 事 業	26,546,000			
合 計	27,672,000			

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、20,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における営業費用及び営業外費用の間の流用

(2) 大阪港振興基金積立金に不足が生じた場合における埋立事業費及び積立金の間の流用

(たな卸資産の購入限度額)

第9条 たな卸資産の購入限度額は、300,000千円と定める。

(重要な資産の処分)

第10条 重要な資産の処分は、次のとおりとする。

	種 類	名 称	数 量	処分の態様
処分する資産	土 地	荷さばき地	20,000 平方メートル	売払い
	土 地	大 阪 港 埋立造成地	30,000 平方メートル	売払い